

大 気 関 係
届 出 の し お り

大気汚染防止法
揮発性有機化合物 編

平成 26 年 3 月

大 阪 府 環 境 農 林 水 産 部 環 境 管 理 室

はじめに

光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質（SPM）の大気汚染状況の改善を図るため、その原因物質である揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の削減対策が制度化されました。本施策は、事業者の創意工夫による自主的取り組みを最大限に評価・促進しながら、シビルミニマムの観点から大気環境への影響の大きな施設のみを直接規制することにより、より効果的にVOC排出抑制を実施するという新たなベストミックスという手法をとっています。

この施策に基づき、大気汚染防止法でVOCを多量に排出する大規模な吹付塗装施設等が届出施設と定義され、その固定発生源排出規制が平成18年4月1日から施行されることになりました。

これらの施設については、本法に基づき、届出書の提出、基準遵守及び排出ガス中のVOC濃度の測定が義務付けられています。

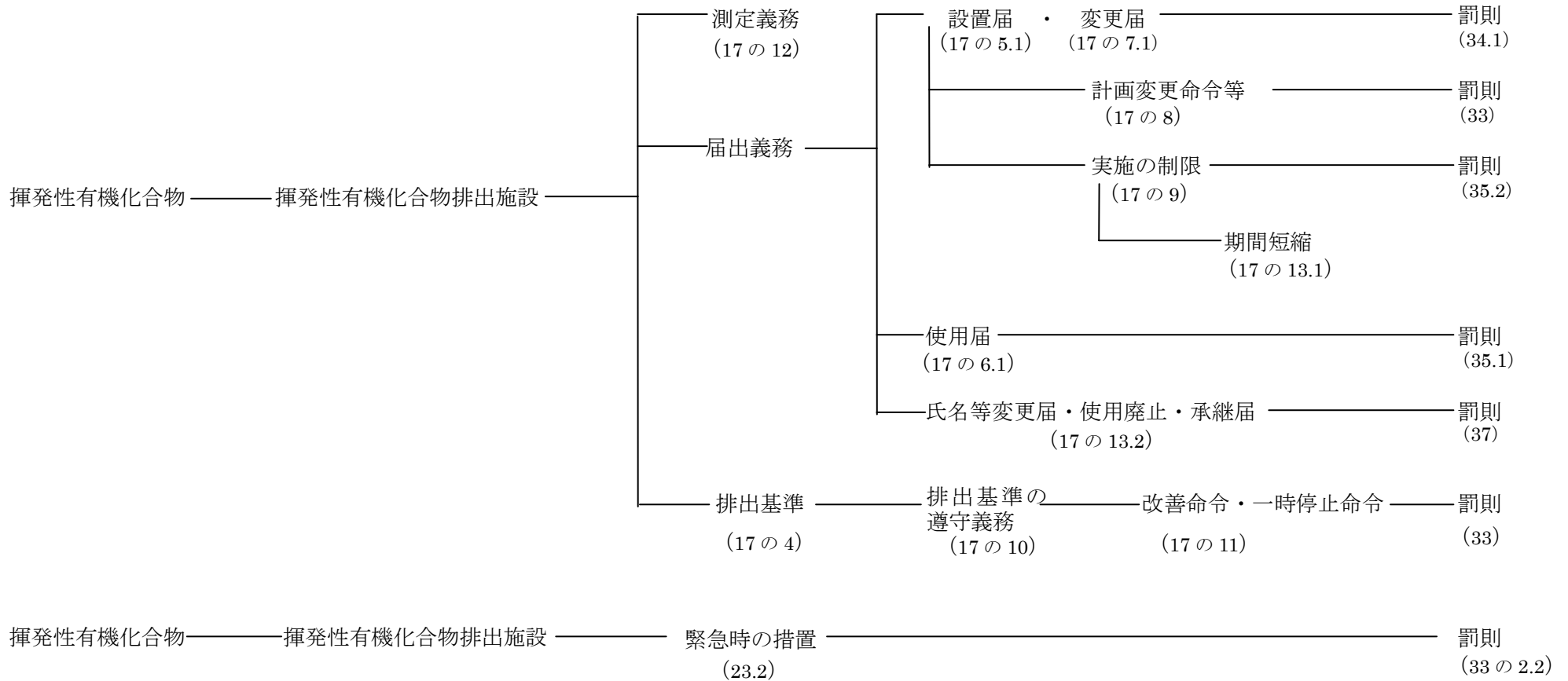
本冊子は大気汚染防止法に基づくVOC規制に係る届出書の作成方法を中心としてその規制内容を解説したものです。

本冊子によって事業者の皆様が大気汚染防止法に基づくVOC規制についてご理解を深めていただき、VOC排出抑制対策にご協力くださるようお願いいたします。

目 次

1	大気汚染防止法VOC規制の体系図	1
2	大気汚染防止法によるVOC規制の概要	2
3	揮発性有機化合物排出施設及び排出基準	3
4	届出の種類と提出時期	4
5	届出書の作成要領	
	(1) 事前相談	4
	(2) 届出書の提出先	4
	(3) 受理書	4
	(4) 届出に必要な書類	5
	ア 届出書及び別紙	5
	イ 添付書類等	5
	(5) 届出書類の綴じ方	5
	(6) 届出書の記載方法	6
	ア 届出書(表紙)の記載例	6
	イ 届出書(表紙)の記載上の注意事項	7
	ウ 届出書(別紙1)の記載例	9
	エ 届出書(別紙1)の記載上の注意事項	10
	オ 届出書(別紙2)の記載例	12
	カ 届出書(別紙2)の記載上の注意事項	13
	(7) 添付書類等	15
	ア 変更届出説明書の記載例	15
	イ 変更届出説明書の記載上の注意事項	16
	ウ 期間短縮願の記載例	17
	大阪府及び市町村の公害・環境担当一覧	18

1 大気汚染防止法 V O C 規制の体系図



(注1) この図は大気汚染防止法に定める各種規定のうち、「揮発性有機化合物の排出の規制」に関するものについて体系化したものです。同法ではこの他に「ばい煙に関する規制」「粉じんに関する規制」等についての規定があります。

(注2) 図中の () は条項である。例えば、(2.1-1) は法第2条第1項第1号を意味する。

2 大気汚染防止法によるVOC規制の概要

(1) 「VOC」(Volatile Organic Compounds) とは

大気中に排出され又は飛散した時に気体であるトルエン、キシレン、酢酸エチル等の有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）

除外物質8種類（光化学反応性がメタン以下の政令で定める物質）

メタン、クロロジフルオロメタン、2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン、1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン、1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン、3,3-ジクロロ-1,1,1,2-ペンタフルオロプロパン、1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン、1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン

(2) 対象施設

工場・事業場に設置される施設で、VOCの排出量（潜在VOC排出量が年間50トン程度）が多いためにその規制を行うことが特に必要なものを「揮発性有機化合物排出施設」（p3表参照）とし、排出規制の対象としています。

(3) 排出規制等

- 対象施設の設置等について、都道府県知事への届出の義務（既設施設は使用届をH18.4.1から30日以内）
 - ・ 設置・変更届は工事着手予定日の61日前までに
 - ・ 氏名等変更、廃止、承継についての届出を、その日から30日以内
- 排出口からの排出基準の遵守の義務
- 排出ガスの測定・記録の義務（年1回以上 H25.3.6以降で2回以上から1回以上に改正）
- 測定結果を3年間保存する義務

3 揮発性有機化合物排出施設（法施行令別表第1の2）及び排出基準（法施行規則別表第5の2）

令別表第1の2項番号	規則別表第5の2項番号	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上のもの	600 ppmC
2	2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供するもの 既設:700 ppmC （平成 18 年 3 月 31 日以前に設置） 新設:400 ppmC
	その他			700 ppmC
3	4	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品製造の用に供するもの 1,000 ppmC
	5			その他 600 ppmC
4	6	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC
5	7	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC
6	8	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの	400 ppmC
7	9	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	700 ppmC
8	10	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5m ² 以上のもの	400 ppmC
9	11	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上のもの	60,000 ppmC （平成 18 年 3 月 31 日以前に設置の 2,000kL 未満の貯蔵タンクを除く）

(注)

- ・送風機がない施設場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- ・「乾燥施設」には「焼付施設」も含まれる。
- ・ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合		届出の種類	届出時期
揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合及び施設を増設し、揮発性有機化合物排出施設となる場合		設置届	工事着手予定日の 61 日前まで
法改正等により新たに揮発性有機化合物排出施設となった場合		使用届	揮発性有機化合物排出施設となった日から 30 日以内
揮発性有機化合物排出施設の構造、使用の方法、処理等の方法を変更しようとする場合		変更届	変更工事着手予定日の 61 日前まで
次の事項を変更した場合		氏名等変更届	変更日から 30 日以内
個	①届出者の氏名・住所		
人	②工場・事業場の名称・所在地		
法	①法人の名称・本社所在地		
人	②代表者の氏名		
	③工場・事業場の名称・所在地		
揮発性有機化合物排出施設を廃止した場合		廃止届	廃止日から 30 日以内
揮発性有機化合物排出施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合		承継届	承継日から 30 日以内

5 届出書の作成要領

本届出は、揮発性有機化合物排出施設を設置する市町村で窓口が異なります。詳しくは巻末の資料又は下記 URL を参照してください。

〈大阪府／大気関係 届出・規制案内〉

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/index.html>

(1) 事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないため、工事の着工が遅れることや、計画していた施設が規制基準に適合していないと計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談いただきますようお願いいたします。

(2) 届出の提出先

届出書の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。届出書に記載するあて先と届出部数は、工場・事業場が所在する地域により異なりますのでご注意ください。

(3) 受理書

届出が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。また、設置届、使用届、変更届の場合は、受理書が交付されます。これらの書類は、大切に保管してください。

(4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書、別紙、イの工場・事業場における届出施設等の状況等を示す書類、図面等の添付書類が必要です。

ア 届出書及び別紙

届出書 及び 別紙	備 考
揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書	
別紙1 「揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法」	
別紙2 「揮発性有機化合物の処理の方法」	記載すべき事項がない場合は省略可

イ 添付書類等

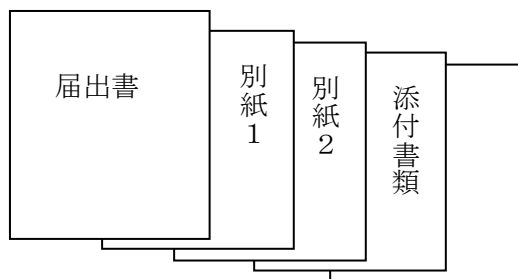
(ア) 届出に必要な書類図面等

必要な書類	備 考
揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理を行う施設の設置場所を明記した図面（工場・事業場内の平面図）	
揮発性有機化合物排出施設の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
揮発性有機化合物の処理を行う施設（排出口、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	
揮発性有機化合物の処理を行う施設の処理効率に係る設計上の基本事項に関する書類	処理施設がある場合のみ
揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法に関する書類（例：塗料等における揮発性有機化合物の含有量を示す書類 他）	必要に応じ添付すること
変更届出説明書	変更届の場合
その他特に必要があると認めた書類 （例：規制基準の遵守状況が確認できる書類 他）	必要に応じ添付すること

(イ) その他必要により添付する書類

期間短縮願	期間短縮を願い出る場合
委任状	代表者以外が届出をする場合

(5) 届出書類の綴じ方



届出書の記載方法（設置届出の場合）

ア 届出書（表紙）の記載例

揮発性有機化合物排出施設設置~~（使用、変更）~~届出書

平成 年 月 日

大阪府知事様

届出者

住所 大阪府中央区〇〇町〇〇番地

〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役

印



（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 工場又は事業場の名称	〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号 △△△△-□□□□)	※整理番号	
		※受理年月日	
		※施設番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 △△△-□□□□) 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	※審査結果	
揮発性有機化合物排出施設の種類の種類	3項 塗装の用に供する 乾燥施設	※備考 (受付印等)	(大阪府)
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。		(市町村)
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。		
添付書類 1. 揮発性有機化合物排出施設及び処理施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2. 変更概要説明書(変更届の場合に限る)			

参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容		届け出すべき者が 常時使用する従業員数	
工場又は事業場の規模		資 本 金	
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		総務部労働環境課 〇〇-〇〇 -〇〇〇〇 (ダイヤルイン)	

- 備考
- 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

イ 届出書（表紙）の記載上の注意事項

<p>表紙</p>	<p>(1) 表題 表題の該当しない項目を抹消すること 〔例〕</p> <table border="1" data-bbox="545 318 1272 443"> <tr> <td>設置届の場合</td> <td>設置（使用、変更）届出書</td> </tr> <tr> <td>変更届の場合</td> <td>設置（使用、変更）届出書</td> </tr> <tr> <td>使用届の場合</td> <td>設置（使用、変更）届出書</td> </tr> </table> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること 〔例〕</p> <table border="1" data-bbox="545 548 1406 757"> <tr> <td>設置届</td> <td>大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）</td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）</td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）</td> </tr> </table>	設置届の場合	設置 （使用、変更） 届出書	変更届の場合	設置 （使用、変更） 届出書	使用届の場合	設置 （使用、変更） 届出書	設置届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）	変更届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）	使用届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）
設置届の場合	設置 （使用、変更） 届出書												
変更届の場合	設置 （使用、変更） 届出書												
使用届の場合	設置 （使用、変更） 届出書												
設置届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）												
変更届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）												
使用届	大気汚染防止法第17条の5第1項 （第17条の6第1項、第17条の7第1項）												
<p>届出者</p>	<table border="1" data-bbox="545 790 1406 1043"> <tr> <td>法人</td> <td>名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載の上、代表印（丸印）を押印すること。</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>事業主の住所及び氏名を記載の上、押印すること。</td> </tr> <tr> <td>非法人団体</td> <td>町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所及び氏名を記載の上、押印すること。</td> </tr> </table> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者でないものが届出をする場合、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（1通）を添付すること。 ・いずれの場合でも、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。 	法人	名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載の上、代表印（丸印）を押印すること。	個人	事業主の住所及び氏名を記載の上、押印すること。	非法人団体	町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所及び氏名を記載の上、押印すること。						
法人	名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載の上、代表印（丸印）を押印すること。												
個人	事業主の住所及び氏名を記載の上、押印すること。												
非法人団体	町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所及び氏名を記載の上、押印すること。												
<p>工場又は事業場の名称</p>	<p>名称にはふりがなをつけること。個人の場合には屋号を記載すること。電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>												
<p>工場又は事業場の所在地</p>	<p>郵便番号を記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（△△地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること</p>												
<p>揮発性有機化合物排出施設の種類</p>	<p>揮発性有機化合物排出施設が該当する令別表第1の2の項番号と施設種類（p3の表参照）及び基数を記入すること。 <施設の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装施設は、塗装ブースごとに1施設とみなす。 ・乾燥施設は、乾燥機ごとに1施設とみなす。ただし、複数の乾燥機が構造的に一体となり、1つの乾燥ゾーンを形成している場合には、それを1施設とみなす。 ・振り分け式グラビア印刷機（一つのグラビア印刷機で複数の給紙・排紙装置を有するもの）は、全体で1施設とみなす。 ・洗浄施設は、洗浄機ごとに1施設とみなす。 ・容易に可動できる仕切り板等で1施設を区分けしている場合は、当該施設は1の施設とみなす。 												

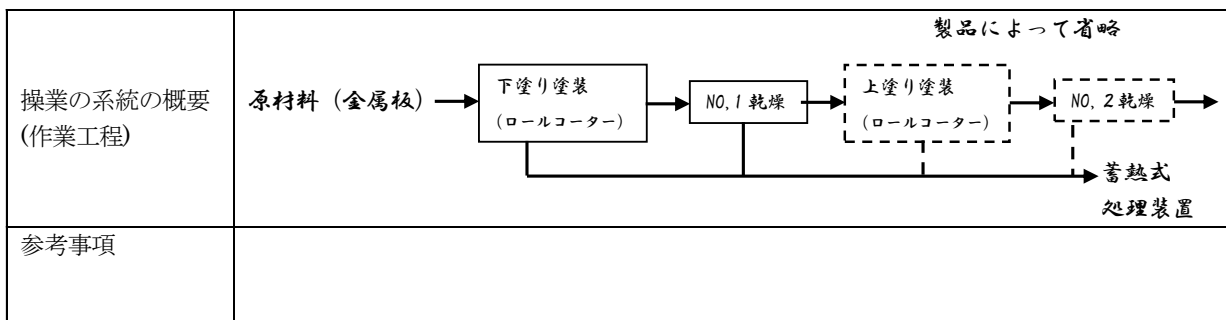
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	詳細について別紙 1 に記載し、添付すること。
揮発性有機化合物の処理の方法	詳細について別紙 2 に記載し、添付すること。
工場又は事業場の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照： http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm
届け出すべき者が常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く)を記載すること。
工場又は事業場の規模	製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。
資本金	法人のみ記載すること。
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)	この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。 また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。 <例>総務部労働環境課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(ダイヤルイン)

ウ 届出書（別紙 1）の記載例

別紙 1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号	ロールコーター乾燥機 NO, 1	ロールコーター乾燥機 NO, 2	
名称及び型式	〇〇社製△△-△△型乾燥機	〇〇社製××-◇◇型乾燥機	
設置年月日	年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日	平成〇年 〇月 〇日	平成〇年 〇月 〇日	
使用開始予定年月日	平成〇年 〇月 〇日	平成〇年 〇月 〇日	
規模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	18,000	21,000
	排風機の排風能力 (m ³ /h)	19,000	22,000
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (kl)		
1日の使用時間及び月使用日数等	9時～17時 8時間/回 1回/日 20日/月	13時～17時 4時間/回 1回/日 3日/月	
排出ガス量 (Nm ³ /h)	15,000	25,000	
使用する主な揮発性有機化合物の種類	トルエン	酢酸エチル	
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	300ppmC	300ppmC	
添付書類 揮発性有機化合物排出施設の構造概要図(主要寸法を記入すること)			



- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
 - 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
 - 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
 - 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
 - 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
 - 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

エ 届出書（別紙１）の記載上の注意事項

工場又は事業場における施設番号		工場又は事業場における当該揮発性有機化合物排出施設等の固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないよう、また一連番号等を与えるなど分かりやすいように留意してください。）
名称及び型式		名称（法施行令別表第一の二に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。
設置年月日		使用及び変更の届出に際して、当該揮発性有機化合物排出施設等の設置年月日を記入すること。 ＜注＞「設置」とは、設置の工事に着手することをいう。
着工予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該揮発性有機化合物排出施設の関連工事（基礎工事を含む。）に着工する予定年月日を記載すること。
使用開始予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該揮発性有機化合物排出施設の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること
規 模	全 体	揮発性有機化合物排出施設が該当する令別表第 1 の 2 の中欄の施設の下欄に掲げる規模についてのみ記入すること。
	送風機の送風能力（ m^3/h ）	各乾燥施設 送風機の銘板の刻印された数値若しくはメーカーが作成した仕様書等に記載された数値（定格能力）を記載すること。 ＜注＞送風機を循環使用するものでも、ダンパー（空気調節器）の切り替え等により潜在的に吸気可能で、施設外へ排出される設計になっている場合には、最大の吸気可能量で判断すること。
	排風機の排風能力（ m^3/h ）	吹付塗装施設 吹付塗装施設の排風機の銘板の刻印された数値、若しくはメーカーが作成した仕様書に記載された数値（定格能力）を記載すること。乾燥施設については、送風機がない場合のみ排風機の能力を記入すること。
	揮発性有機化合物が空気に接する面積（ m^2 ）	溶剤洗浄施設 洗浄剤である揮発性有機化合物が空気に接する面（液面又は蒸気空気境界面）の面積。なお、一体使用されている複数槽は合算、蒸気洗浄等は洗浄施設の水平部の断面積、シャワー洗浄等は被洗浄物の濡れ面の面積とする。
	容量（ kl ）	貯蔵施設 貯蔵タンクの容量。消防法に基づく危険物規制において採用されているタンクの容量と同義である。
1日の使用時間及び月使用日数等		当該施設を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。 貯蔵施設について、常時貯蔵していない場合やガソリン、原油、ナフサ及びベンゼン等の対象物質とそれ以外の物質を貯蔵している場合には、対象物質を貯蔵している日数を記載すること。
排出ガス量（ Nm^3/h ）		届出の際に予定されている使用条件に従い、当該施設を定格能力で運転するとき（排風機等の定格能力）の排出ガス量を記載すること。湿り排ガス量を記載すること。

<p>使用する主な揮発性有機化合物の種類</p>	<p>トルエン、キシレン等の物質名を記載すること。 当該揮発性有機化合物が「石油類」である場合は、物質名でなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名で記載してもよい。 「主な」種類については、届出者が溶剤成分等から判断すること。</p>
<p>揮発性有機化合物濃度 (容量比 p p m c (炭素換算))</p>	<p>湿り排ガス中の揮発性有機化合物濃度を記載すること。 一施設で複数の排出口を有する場合には、それぞれについて記載することを原則とする。 ただし、排出実態から判断し、以下のとおりでもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造等から最高濃度の揮発性有機化合物を排出している排出口を特定できる場合は、当該排出口における揮発性有機化合物濃度 ・各排出口からの揮発性有機化合物濃度を排出ガス量で加重平均した濃度 <p>(計算式)</p> $\text{加重平均値} = \frac{C1 \times V1 + C2 \times V2 + \dots + Cn \times Vn}{V1 + V2 + \dots + Vn}$ <p>C : 各排出口の揮発性有機化合物濃度 V : 各排出口の排出ガス量 n : 排出口数</p> <p>複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合、各施設が単独に稼動し当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載すること。 新規に設置する場合には、計算により求めた濃度を記載すること。 貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）の場合には、計算により求めた揮発性有機化合物濃度を記載すること。</p> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定を行う場合、試料の採取は、一工程で揮発性有機化合物の排出が安定した時期にすること。 ・捕集バッグによる試料採取は、20分間とすること。
<p>参 考 事 項</p>	<p>作業等の一工程で揮発性有機化合物の排出が不安定な時期があること、また、ごく短期間に限り特異的に高濃度の排出があることが想定される場合について、記載すること。 揮発性有機化合物含有量の少ない塗料等を使用する等の揮発性有機化合物排出抑制のために採っている方法を記載すること。</p> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物含有量の少ない塗料等を使用する場合には、成分表等を添付してください。
<p>操 業 の 系 統 概 要 図 (作 業 工 程)</p>	<p>当該揮発性有機化合物排出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。</p>

オ 届出書（別紙2）の記載例

別紙3 ばい煙の処理の方法
 別紙2 揮発性有機化合物の処理の方法
 別紙1の3 ばい煙等の処理等の方法（ばい煙、揮発性有機化合物）

ばい煙処理施設、揮発性有機化合物の処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号		蓄熱式処理装置 NO.1				
処理に係るばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設）（届出施設）の工場又は事業場における施設番号		ロールコーター乾燥機No.1 ロールコーター乾燥機NO.2				
ばい煙処理施設（揮発性有機化合物の処理施設）（ばい煙等の処理等を行う施設）の種類、名称及び型式		◇◇社製○○△型脱臭装置				
設置年月日		年 月 日		年 月 日		
着手予定年月日		平成 ○年 ○月 ○日		年 月 日		
使用開始予定年月日		平成 ○年 ○月 ○日		年 月 日		
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	40,000			
		通常	40,000			
	排出ガス温度 (°C)	処理前				
		処理後				
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理後	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理効率				
	いおう酸化物 (ppm)	処理前				
		処理後				
		処理効率				
	窒素酸化物 (ppm)	処理前	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理後	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理効率				
	揮発性有機化合物 (容量比 ppm (炭素換算))	処理前	1,500			
		処理後	300			
処理効率		0.8				
(mg/Nm ³) (ppm)	処理前					
	処理後					
	処理効率					
(mg/Nm ³) (ppm)	処理前					
	処理後					
	処理効率					
ばい煙量 (Nm ³ /h)	最大	処理前				
	通常	処理前				
使用状況		1日の使用時間及び月間使用日数等		時から 時まで 時間/回 回/日 日/月		
季節変動						
排出口の実高さ H _o (m)及び頂上口径 D(m)		H _o D		H _o D		
排出口の番号						
陣傘の有無		有・無		有・無		
補正された排出口の高さ H _e (m)						
排出速度 (m/s)						
排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離 (m)						
添付書類 ばい煙処理施設、揮発性有機化合物の処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクトを含む。）の構造概要図（主要寸法及び測定箇所を記入すること。）						

排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物（倉庫等は除く。）の実高さ h(m)及び水平距離 d(m)	h d	h d
ばい煙測定口の有無及び口径	有(口径 20 mm) ・ 無	有(口径 mm) ・ 無

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
 2 ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度、揮発性有機化合物濃度は湿りガス中の濃度とすること。
 3 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
 4 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。

カ 届出書（別紙２）の記載上の注意事項

揮発性有機化合物処理施設の工場又は事業場における施設番号		工場又は事業場における当該処理施設等の固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないよう、また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように留意すること。）	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		別紙１の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 ただし、他に当該処理施設を共用する揮発性有機化合物排出施設等がある場合には、その施設も併せて記載すること。 法律対象施設でない場合には、かっこ内にその旨記載すること。 <例>（対象外）	
揮発性有機化合物処理施設の種類、名称及び型式		当該処理施設の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> 直接燃焼装置・触媒燃焼装置	
設 置 年 月 日		当該処理施設等の設置年月日を記載すること。 （既設の場合のみ）	
着 手 予 定 年 月 日		当該処理施設等の関連工事（基礎工事を含む。）に着工する予定年月日を記載すること。（既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）	
使用開始予定年月日		当該処理施設等の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。（既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）	
処理能力	排出ガス量 （Nm ³ /h）	当該処理施設等で処理する湿り排出ガスを標準状態（0℃、1気圧）に換算した値（設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値（合計値）をいう。）を記載すること。	
	排出ガス温度	揮発性有機化合物については記載不要	
	ばい煙等の濃度 （容量比ppm） （炭素換算）	揮発性有機化合物濃度 処理前・処理後	設計値（メーカー保証値等）、測定値等によること。 当該処理施設等で処理する湿り排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。
		処理効率	設計値（メーカー保証値等）、測定値等によること。 $\text{処理効率} = \frac{\text{処理装置入口のVOC濃度} - \text{処理装置出口のVOC濃度}}{\text{処理装置入口のVOC濃度}}$ 処理後濃度は、複数のVOC排出施設のVOCを集合して排出ガス処理装置で処理する場合には、各VOC排出施設の出口濃度を測定し、それに以下の係数を乗じたものでもよい。 係数 = 1 - 処理効率
ばい煙の量	硫黄酸化物	揮発性有機化合物については記載不要。	
使用状況（1日の使用時間及び月間使用日数、季節変動）		揮発性有機化合物については記載不要。	

排出口の実高さ H_o 及び頂上口径 D	揮発性有機化合物については記載不要。
排出口の番号	揮発性有機化合物については記載不要。
陣傘の有無	揮発性有機化合物については記載不要。
補正された排出口の高さ H_e	揮発性有機化合物については記載不要。
排出速度	揮発性有機化合物については記載不要。
排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離	揮発性有機化合物については記載不要。
排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物（倉庫等は除く）の実高さ h 及び水平距離 d	揮発性有機化合物については記載不要。
ばい煙測定口の有無及び口径	ばい煙測定口の有無に○を付け、有る場合は口径を記載すること。 (位置については、添付の図面に明記すること)

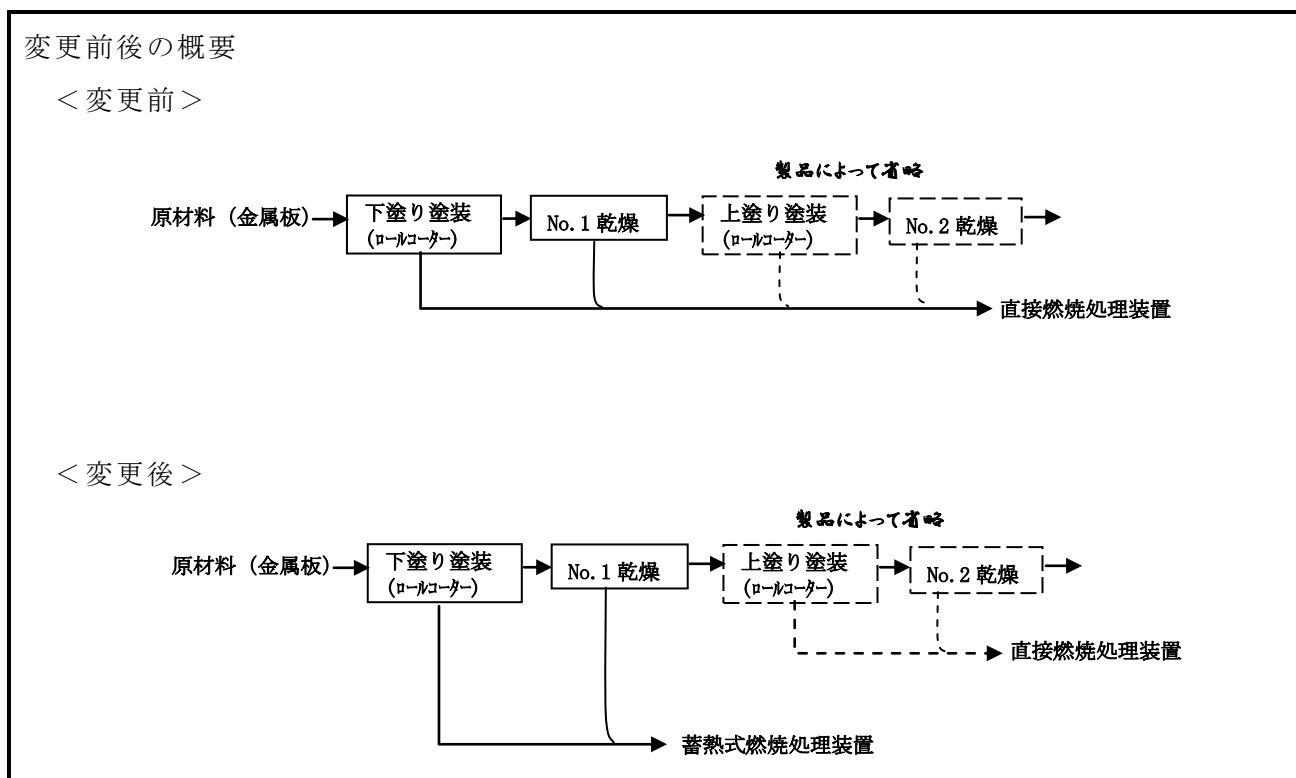
(7) 添付書類等

ア 変更届出説明書の記載例

変更届出説明書(理由)

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号 (種類)	当該施設を設置した ときの届出番号	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
ロールコーター乾燥機 No.1 (3項塗装の用に 供する乾燥施設)	事指 第00-000号 平成18年4月22日	処理の方法を変更 (直接燃焼装置→ 蓄熱式燃焼装置)	平成18年8月9日	老朽化のため更新 する。



イ 変更届出説明書の記載上の注意事項

<p>施設番号（種類）</p>	<p>工場又は事業場における当該揮発性有機化合物排出施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記入する。（番号等は、重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること） 種類は、法施行令別表第1の2に係る項番号、名称及び基数を記入すること。</p>
<p>当該施設を設置したときの届出番号</p>	<p>当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考（収受印等）」欄内の届出年月日（市町村収受印内に記載される年月日）及び収受番号（大阪府収受印内に記載される番号）を記入すること。</p>
<p>主要変更事項</p>	<p>具体的に変更した事項を記入する。</p>
<p>変更予定年月日</p>	<p>変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む）の着手予定日を記入すること。 届出を受理した日から、実施制限期間 60 日以降の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）</p>
<p>変更理由</p>	<p>簡明に記入すること。</p>
<p>変更前後の概要</p>	<p>変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。</p>

ウ 期間短縮願の記載例

期 間 短 縮 願

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大 阪 府 知 事 様

住 所 大阪市中央区〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇産業株式会社

氏 名 代表取締役 青 空 守

印

下記により実施の制限期間の短縮を願います。

記

1 工場又は事業場の名称

〇〇産業株式会社 大阪工場

2 施設の種類及び施設番号

△△施設 (T-1、T-2)

3 適用法令

大気汚染防止法第 10 条第 2 項 (第 17 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む)

ダイオキシン類対策特別措置法第 17 条第 2 項

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 29 条

4 理由

〇〇〇〇〇〇〇〇による排出抑制を早期に実施するため

大阪府および市町村の公害・環境担当部局一覧（2014. 2. 1 現在）

（1）以下の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。（各市町村を経由して、担当部署に届きます。）

- ・担当部署：大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
- ・電話番号：06-6941-0351（代）

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
島本町	環境・産業課	075-962-2863（直）	府知事	3部（正本1部、写し2部）
摂津市	環境政策課	06-6383-1111（代）		
交野市	みどり環境課	072-892-0121（代）		
四條畷市	生活環境課	072-877-2121（代）		
寝屋川市	環境推進課	072-824-1181（代）		
門真市	環境対策課	06-6902-7212（直）		
守口市	環境保全課	06-6992-1221（代）		
大東市	環境課	072-870-9621（直）		
柏原市	環境保全課	072-972-1534（代）		
藤井寺市	環境政策課	072-939-1111（代）		
羽曳野市	環境衛生課	072-958-1111（代）		

（2）泉州地域の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。（各市町を経由して、担当部署に届きます。）

- ・担当部署：大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
- ・電話番号：072-439-3601（代）

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
高石市	生活環境課	072-265-1001（代）	大阪府 泉州農と 緑の総合 事務所長	3部（正本1部、写し2部）
和泉市	環境保全課	0725-41-1551（代）		
泉佐野市	環境衛生課	072-463-1212（代）		
熊取町	環境課	072-452-1001（代）		
田尻町	生活環境課	072-466-5005（直）		
泉南市	環境整備課	072-483-9871（直）		
岬町	住民生活課	072-492-2714（直）		

(3) 下記の①から③の市町村では、大阪府から大気関係の事務を移譲し、届出に係る事務や規制指導等を分担して処理しています。

①池田市、箕面市、豊能町、能勢町

平成23年10月より、共同処理センターで処理しています（幹事市：池田市）。

大気関係に係る届出審査・指導等は池田市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：池田市 広域環境をまもる課
- ・072-754-6647（直）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
池田市	環境をまもる課	072-754-6647（直）
箕面市	環境政策課	072-724-6189（直）
豊能町	環境課	072-736-1190（直）
能勢町	地域振興課	072-734-3171（直）

②河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

平成24年1月より、分担処理しています（幹事市：河内長野市）。

大気関係に係る届出審査・指導は河内長野市が行いますが、届出の提出先は各市町村となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：河内長野市 環境保全課
- ・電話番号：0721-53-1111（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
河内長野市	環境保全課	0721-53-1111（代）
富田林市	みどり環境課	0721-25-1000（代）
大阪狭山市	市民部	072-366-0011（代）
太子町	生活環境室	0721-98-5525（直）
河南町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500（代）
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081（代）

③泉大津市、忠岡町

平成24年1月より、泉大津市が処理しています（忠岡町の事務は泉大津市に委託されています）。

大気関係に係る届出審査・指導は泉大津市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：泉大津市 環境課
- ・電話番号：0725-33-1131（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
泉大津市	環境課	0725-33-1131（代）
忠岡町	生活環境課	0725-22-1122（代）

(4) 所在する工場・事業場が下記の市町村の場合、担当部署に直接お問合せください。

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
大阪市	環境管理課 環境保全対策グループ	06-6615-7923 (直)
北・都島・淀川・東淀川・旭	環境管理部環境管理課 北部環境保全監視グループ	06-6313-9550 (直)
中央・天王寺・浪速・東成・生野・城東・鶴見	環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ	06-6267-9922 (直)
福島・此花・西・港・大正・西淀川	環境管理部環境管理課 西部環境保全監視グループ	06-6576-9247 (直)
阿倍野・東住吉・平野	環境管理部環境管理課 南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433 (直)
住之江・住吉・西成	環境管理部環境管理課 南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248 (直)
堺市	環境指導課	072-228-7474 (直)
豊中市	環境政策室	06-6858-2105 (直)
吹田市	環境保全課	06-6384-1850 (直)
高槻市	環境保全課	072-674-7486 (直)
枚方市	環境公害課	072-848-4492 (直)
東大阪市	公害対策課	06-4309-3203 (直)
茨木市	環境保全課	072-620-1646 (直)
八尾市	環境保全課	072-924-3841 (直)
松原市	環境予防課	072-334-1550 (代)
岸和田市	環境保全課	072-423-9463 (直)
貝塚市	環境政策課	072-433-7186 (直)
阪南市	生活環境課	072-471-5678 (代)